

名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する
条例施行細則における駐車場取扱要綱

1 目的

この要綱は、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則（平成12年名古屋市規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号及び第2号に規定する駐車場について必要な事項を定めることを目的とする。

2 自動車駐車場の形態

(1) 規則第10条第1項第1号に規定する自動車が駐車できる駐車場の形態は、次に掲げるとおりとする。

ア 駐車台数1台につき幅2.3メートル、奥行5メートル以上（機械式の駐車場の場合を除く。）

イ 自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものであること

(2) 荷さばき駐車場（共同住宅の荷さばきのための自動車が駐車できる駐車場をいい、機械式の駐車場の場合を除く。以下同じ。）の形態は、次に掲げるとおりとする。

ア 駐車台数1台につき幅2.5メートル、奥行6メートル以上

イ 自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものであること

ウ 荷さばき駐車場内又はその近くに、見やすい方法で荷さばき駐車場である旨を表示すること

3 自動車駐車場の設置の例外

(1) 規則第10条第1項第1号ただし書の適用を受けようとする建築主は、次号ウ又はキに規定する場合を除き、あらかじめ自動車駐車場事前協議書（別紙）に次に掲げる図書を添えて建築指導課に提出し、協議しなければならない。

ア 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の

表1 (い) 項に掲げる付近見取図及び配置図

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 規則第10条第1項第1号イに規定する「敷地の位置又は形状により必要台数の自動車が駐車できる駐車場を敷地内に設置することができないと市長が認めた場合」とは、次に掲げるとおりとする。

ア 前面道路に交通規制がある場合又は前面道路の幅員若しくは前面道路に至るまでの幅員が狭い場合であって、自動車の出入りが不可能又は困難な場合

イ 建築物の敷地内に公共の用に供する施設が設置されるなどして、自動車の出入口を設置することが不可能又は困難な場合

ウ 近隣商業地域又は商業地域の敷地の場合（敷地内に必要台数の2分の1以上の自動車が駐車できる駐車場を設置する場合に限る。）

エ 敷地が狭小なため建築計画上敷地内に必要台数の自動車が駐車できる駐車場を設置することが極めて困難な場合（ごみの保管場所、LPガス貯蔵設備、その他居住者の利用に供するための施設又は建築物の管理上必要な施設等を設置することにより、自動車が駐車できる駐車場の設置が困難になる場合にあつては、関係する機関と協議がなされたものに限る。）

オ 地区計画等で、敷地内に自動車が駐車できる駐車場を設置することが困難な場合

カ 自動車の出入口を設けようとした場合に、撤去又は移動することが困難な障害物が道路上にある場合

キ 商業地域で指定容積率500パーセント以上の敷地の場合

ク 建築物の敷地が、歩行者空間を積極的に整備する路線にのみ面している場合

ケ 鉄道の駅から半径300メートル以内の距離（以下「駅近」という。）にある敷地の場合（敷地内に必要台数の2分の1以上の自動車が駐車できる駐車場を設置する場合に限る。）

(3) 規則第10条第1項第1号ウに規定する「共同住宅型集合建築物の利用形態及び周囲の状況からみて必要台数の自動車が駐車できる駐車場を敷地内に設置する必要がないと市長が認めた場合」とは、次に掲げるとおりとする。

ア 高齢者住宅等で、主に自動車を所有しない者を入居対象とし、その管理が適切に実施される場合

イ ウィークリーマンション等のホテルと類似した利用形態のため、住宅用の駐車場を確保しなくても支障がない場合

ウ 公営住宅法その他法令等で規定する公営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、更新住宅で、地方公共団体が条例に基づく整備基準により駐車場の必要台数を定めている場合

エ 次に掲げる場合にあつては、それぞれ、アからウに掲げるところにより必要台数を算定したときに、規則第10条第1項第1号本文に規定する必要台数を満たす場合又は同号ア若しくはイの規定に該当することとなる場合

(ア) 駅近にある敷地の場合にあつては、規則第10条第1項第1号中「2分の1」を「3分の1」と読み替えて必要台数を算定する

(イ) 駅近にある敷地の場合であつて、敷地内に居住者等を会員とし、適切な運用計画を立てられているカーシェアリング用駐車場を設置する場合にあつては、必要台数から2台を減じた数値を必要台数とみなして算定する

(ウ) 荷さばき駐車場を設置する場合にあつては、必要台数から2台を減じた数値を必要台数とみなして算定する

(4) カーシェアリング用駐車場、荷さばき駐車場の駐車台数は、必要台数に含まない。

(5) 敷地外に自動車が駐車できる駐車場を設置する場合は、当該建築物の敷地から歩行距離が500メートル以内の場所に設置するものとする。

(6) 敷地が2以上の地域又は区域にわたる場合においては、その敷地の最大部分が属する地域又は区域にあるものとみなす。

4 自転車駐車場の形態

規則第10条第1項第2号に規定する自転車が駐車できる駐車場の形態は、駐車台数1台につき幅0.5メートル、奥行2メートル以上（ラック式の駐車場の場合を除く。）とする。

5 一団の土地における駐車場の取扱い

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項から第4項まで（これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして、規則第10条第1項第1号及び第2号の規定を適用することができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。